

クレーン運転士免許試験、移動式クレーン運転士免許試験及びデリック運転士免許試験規程の一部を改正する件 新旧対照条文
 ○ クレーン運転士免許試験、移動式クレーン運転士免許試験及びデリック運転士免許試験規程（昭和四十七年労働省告示第百二十号）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案 現行

クレーン・デリック運転士免許試験及び移動式クレーン運転士免許試験規程

第一章 クレーン・デリック運転士免許試験

（学科試験）

第一条 クレーン・デリック運転士免許試験の学科試験（以下この条において「学科試験」という。）は、次の表の上欄に掲げる試験科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲について行う。

試験科目	範囲
クレーン及びデリックに関する知識	種類及び型式 主要構造部分 つり上げ、起伏、旋回、走行、トロリの横行等の動作をする装置 安全装置 ブレーキ機能 取扱い方法
(略)	(略)

254 (略)

（実技試験）

第二条 クレーン・デリック運転士免許試験の実技試験は、次の表の上欄に掲げる試験科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる試験の方法によつて行う。
 （表 略）

クレーン運転士免許試験、移動式クレーン運転士免許試験及びデリック運転士免許試験規程

第一章 クレーン運転士免許試験

（学科試験）

第一条 クレーン運転士免許試験の学科試験（以下この条において「学科試験」という。）は、次の表の上欄に掲げる試験科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲について行なう。

試験科目	範囲
クレーンに関する知識	種類及び型式 主要構造部分 つり上げ、走行、トロリの横行等の動作をする装置 安全装置 ブレーキ機能 取扱い方法
(略)	(略)

254 (略)

（実技試験）

第二条 クレーン運転士免許試験の実技試験は、次の表の上欄に掲げる試験科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる試験の方法によつて行う。
 （表 略）

第三章 デリック運転士免許試験

(学科試験)

第五条 デリツク運転士免許試験の学科試験は、次の表の上欄に掲げる試験科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲について行なう。

試験科目	範囲
デリツクに関する知識	種類及び型式 主要構造部分 つり上げ、旋回、ブームの起伏等の動作をする装置、安全装置 ブレーキ機能 取扱い方法
原動機及び電気に関する知識	電動機 電流、電圧及び抵抗 電力及び電力量 配線、開閉器、コントローラー等電気を通ずる機械器具 電路の点検及び補修 感電による危険性
デリツクの運転のために必要な力学に関する知識	力(合成、分解、つり合い及びモーメント) 重心 重量 速度及び加速度 荷重 応力 材料の強さ ワイヤロープ、フック及びつり具の強さ ワイヤロープの掛け方と荷重との関係
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、安衛則及びクレーン則中の関係条項

2. 第一条第二項から第四項までの規定は、前項の学科試験について準用する。

(実技試験)

第六条 第二条の規定は、デリツク運転士免許試験の実技試験について準用する。この場合において、同条中「クレーン」とあるのは、「デリツク」と読み替えるものとする。